

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年九月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「くらし創造部景観・環境局環境政策課」を「水循環・森林・景観環境部環境政策課」に改める。

第十一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。